

静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、若年がん患者が、住み慣れた居宅で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、居宅サービス等の利用の確保を図ることにより、回復の見込みがない若年がん患者及びがん患者を支える家族等の社会生活の確保並びに真に医療を要する人のための医療体制の確保を推進するため、在宅療養生活をする上で、必要な費用を支出する若年がん患者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項は、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たし、次条に規定するサービスを利用する者（以下「利用者」という。）

ア 利用時に、市内に住所を有すること。

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより、がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者であること。

ウ 次条に規定するサービスの利用時に40歳未満であること。

(2) 利用者の生計を維持する者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1号アからウまでに掲げる要件の全てを満たす者が次の各号のいずれかに該当するサービスを利用する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。次号及び第3号において同じ。）

(2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス

(3) 法第8条第12項の福祉用具の借受け又は購入に相当するサービス

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。ただし、静岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年4月1日施行）に基づく給付対象者に係る第3条第3号のサービス利用に要する費用は、

補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める額とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第3条第1号又は同条第2号のサービスを利用する事業 月額45,000円
- (2) 第3条第3号の借受けに係る事業 月額27,000円
- (3) 第3条第3号の購入に係る事業 1人当たり45,000円

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、既にこの要綱による補助金の交付申請をし、その内容に変更が生じていない場合は、第1号及び第5号の書類の添付を省略できる。

- (1) 第2条第1号イに該当することが確認できる医師の意見書(様式第2号)
- (2) 利用者が利用時に、市内に住所を有することを証する書類
- (3) 補助事業に要した経費を証する領収書等の写し
- (4) 利用者が利用した補助事業の内容が分かる書類(前号の書類により確認できない場合に限る。)
- (5) 申請者が利用者の法定代理人であることが分かる書類(利用者が未成年である場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、補助事業が終了した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、1月から3月までの間に補助事業が終了したときは、当該補助事業が終了した日から起算して90日を経過する日までに申請を行うことができる。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付の決定をし、かつ、交付すべき補助金の額を確定したときは若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、交付しないことを決定したときは若年がん患者等在宅療養生活支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者は、請求書(様式第5号)を、

速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

〒

住所

申請者 氏名

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請に係る補助金の請求を申請者が行うことができなくなった場合は、この補助金を受ける権利を補助金請求権譲受人に譲受します。

1 利用者情報等

ふりがな				申請者との関係
利用者氏名				
生年月日	年 月 日			
以下の利用者情報等は、初回申請又は変更がある場合に記入してください。				
住 所	〒			
電 話 番 号				
家 族 構 成	氏名	続柄	生年月日	連絡先（備考）
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
補助金請求権譲受人（申請者が利用者本人の場合にのみ記入）	氏名			利用者との関係
	生年月日	年 月 日		
	住所	〒		
	電話番号			
利用開始日	年 月 日			
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業による補助			無・有（ ）	
同意事項	この申請の審査に当たり、申請書及び添付書類の記載事項について、医師、サービスを提供する事業者等に対して聴取、現地調査等を行うことについて同意します。			

2 利用月 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月分

3 交付申請金額及びその算出根拠

	サービス区分	利用料合計	A×0.9 (1円未満 切捨て)	補助金の 限度額	補助金の額
		A	B	C	(BかCのいずれ か低い額)
年 月分	訪問介護・訪問入浴介護	円	円	45,000円/月	円
	福祉用具貸与	円	円	27,000円/月	円
	福祉用具購入	円	円	※45,000円/人	円
年 月分	訪問介護・訪問入浴介護	円	円	45,000円/月	円
	福祉用具貸与	円	円	27,000円/月	円
	福祉用具購入	円	円	※45,000円/人	円
年 月分	訪問介護・訪問入浴介護	円	円	45,000円/月	円
	福祉用具貸与	円	円	27,000円/月	円
	福祉用具購入	円	円	※45,000円/人	円
年 月分	訪問介護・訪問入浴介護	円	円	45,000円/月	円
	福祉用具貸与	円	円	27,000円/月	円
	福祉用具購入	円	円	※45,000円/人	円
年 月分	訪問介護・訪問入浴介護	円	円	45,000円/月	円
	福祉用具貸与	円	円	27,000円/月	円
	福祉用具購入	円	円	※45,000円/人	円
交付申請金額 (合計)					円

備考

- 1 福祉用具の貸与と購入は、利用時に20歳以上40歳未満である方が対象です。ただし、利用時に20歳未満でも、静岡市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業による給付を受けていない方は対象となります。
- 2 ※福祉用具購入の限度額は、1人当たりの額で、月額ではありません。
(添付書類)
 - (1) 第2条第2号に該当することが確認できる医師の意見書 (様式第2号)
 - (2) 利用者が利用時に、市内に住所を有することを証する書類
 - (3) 補助事業に要した経費を証する領収書等の写し
 - (4) 利用者が利用した補助事業の内容が分かる書類 (前号の書類により確認できない場合に限る。)
 - (5) 申請者が利用者の法定代理人であることが分かる書類 (利用者が未成年である場合に限る。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第6条関係）

意見書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	静岡市		
病名			
要綱第2条第1号 イに該当した日	年 月 日		
注意事項等			
<p>上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付要綱第2条第1号イに掲げる要件に該当する状態であると判断できる。</p> <p>(宛先) 静岡市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>医師名 _____ (印)</p>			

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定及び確定をしたので、静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定・確定額 円
- 2 補助金の対象外となったもの

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

若年がん患者等在宅療養生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次の理由により交付しないことを決定したので、静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

理由

年 月 日

請 求 書

（宛先）静岡市長

住所
請求者 氏名
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定兼確定を受けた補助金について、静岡市若年がん患者等在宅療養生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 利用月 _____ 年 月分から _____ 年 月分

2 請求金額 金 _____ 円

3 利用者名 _____

4 振込先口座

金融機関名	本・支店	種別	口座番号					
銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	1 普通預金 2 当座預金 3 その他						
金融機関コード	店舗コード							
フリガナ								
口座名義人								